

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	山下 義幸
登録番号又は法人番号	06401897
所属する単位会	福岡県行政書士会
事務所名称	行政書士山下総合法務コンサルタント
事務所所在地	福岡県遠賀郡芦屋町花美坂6番1号
処分年月日	令和8年1月5日
処分内容（種類）	会員の権利停止6月（令和8年1月10日から令和8年7月9日まで）
上記処分をした理由	<p>山下義幸会員は、業務に関する相談などを受けていた女性から、令和4年に金員を貸借し、その後一部を返済したものの、残額50万円を何度も返済期限を延引し返済せず、同女性より、福岡県行政書士会に懲戒処分請求があった。この懲戒請求以降も山下義幸会員は、返済期限の延引を繰り返し、一切の返済をしていない。</p> <p>この山下会員の行為は、行政書士職務基本規則第47条に違反しており、行政書士法第10条及び会則第49条に違反するとともに会則第76条第1項に該当するものである。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法第10条</p> <p>行政書士は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>福岡県行政書士会会則 第49条</p> <p>会員は、業務上必要な学術の研究及び実務の研鑽に努力するとともに、たえず人格の向上をはかり、行政書士としての品位を保持しなければならない。</p> <p>福岡県行政書士会会則 第76条第1項</p> <p>会長は、会員が、法律、命令、規則及びその他都道府県知事の処分に違反したとき、若しくは行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったとき、又は本会の会則に違反したときは、理事会の議決を得て、当該会員に対し、必要な処分を行うことができる。</p> <p>福岡県行政書士会会則第78条第2号</p> <p>個人の会員に対する処分は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 1年以内の会員の権利停止</p>